



## 地区計画決定までの流れ



### 申出者(地域の方々)の流れ

地区計画の案の作成



土地所有者等の同意



地区計画の申出



地域の方々に、どのようなまちを創っていかたいか話し合い、その実現に向けてのまちづくりのルールを定めた地区計画の案を作成していただきます。

地区計画を決定するには、土地所有者等の同意を得て、大津市に申出申請をしていただきます。

### 大津市の流れ

申出内容審査



約2か月～3か月

決定図書作成



地区計画条例縦覧



2週間

意見提出



1週間

地区計画の案作成



知事事前協議



約2週間

都市計画法第17条縦覧



2週間

都市計画審議会



約1か月

知事本協議



約1か月

決定

※審査期間は目安であり、内容により前後します。

条例の基づき縦覧を行い土地所有者等の意見を聞き地区計画案を作成します。  
その後県との事前協議を経て、都市計画法に基づき、地区計画の案について一般の方に公開し意見を伺います。

都市計画審議会に諮り意見を聞き、可決したら、県との本協議を経て決定されます。